

- 在宅身体・知的障害者助成制度(2面)
- みんなの健康(3面)
- 介護保健制度が変わりました(4・5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 市税の納付は口座振替で(8面)

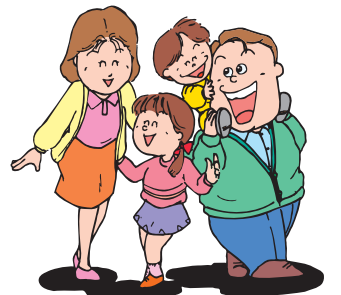
平成18年度の 予算決まる!

「みなぎる活力とやすらぎが
調和するときめきのまち」
の実現を目指して



星野市長

予算額などの詳細
は4月15日号に掲
載します。



二月二十三日に開会された市議会第一回定例会において、市長は平成十八年度の予算編成方針を明らかにしました。今回は、その内の市政の運営方針と主要な政策の概要についてお知らせします。

政策課 ☎046(252)8287
046(255)3550

市政を取り巻く 情勢

平成十八年度は、重要課題であるキャンプ座間への米陸軍新司令部等の移転問題をはじめ、人口の減少傾向が現れる中で、少子高齢化への対応や、市民生活の安全・安心の確保、環境への配慮がさらに求められます。また一方では、団塊の世代の退職などにより、社会構造も大きく変化することが予想されます。

平成十八年度に 取り組む 五つの重点目標

本年度も市の総合計画に描いた将来像である「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」の実

現を目指して、次の五つの重点目標を掲げました。

- ①市民情報・市民参加・行政改革の推進
 - 情報提供
 - ・広報ざまの活用
 - ・市ホームページの充実
 - 市民参加
 - ・市民懇話会による協働のまちづくりのための市民参加の基本的なルール、市民参加条例の策定
 - 行政改革
 - ・第四次座間市行政改革大綱に基づき改革・改善行政評価により費用対効果の追求
- ②安全・安心な生活環境の推進
 - 防犯対策
 - ・愛のひと声運動
 - ・安全パトロールの実施
 - ・くらし安全安心指導嘱託員による相談や指導
 - ・小学校全児童への防犯ブザーの貸与
 - ・市内小学校区でのパトロールの実施
 - ・保育園への緊急通報システムの整備
 - 安全対策
 - ・自動体外式除細動器の消
 - ③福祉・医療・保健の推進
 - 健康づくり
 - ・健康サマーフエスタ・イン座間」の開催
 - ・健康体操の普及や事業の充実
 - 高齢者対策
 - ・特別養護老人ホーム建設補助
 - ・介護保険制度の適切な運営
 - 子育て支援
 - ・保育園待機児童の解消
 - ・児童ホームの新規開設
 - ・児童相談員の増員
 - ・児童手当の拡充
 - 障害福祉の推進
 - ・障害福祉計画の見直し
 - ・自立支援法による判定審査会の設置
 - ・障害程度区分訪問調査の実施
 - ・知的障害者訓練施設への施設整備補助
 - ④教育・文化の推進
 - 教育施設の充実
 - ・小中学校校舎などの改修
 - ・アスベスト除去工事の実施
 - ・屋内運動場の耐震化工事の実施
 - 教育活動の充実
 - ・小学校パソコン教室の充実
 - ・英語授業の充実
 - ・特別支援教育補助員の充実
 - 生涯学習の充実
 - ・生涯学習サポートセンターの活用を促進
 - ・市民芸術祭・音楽祭などの文化事業の充実
 - 生涯学習施設の充実
 - ・北地区文化センターの冷暖房設備の更新
 - 住み・働き・憩うまちの活性化の推進
 - 勤労者対策
 - ・生活資金の貸付事業の充実
 - 農業振興対策
 - ・市民朝市の開催
 - ・地産地消の推進
 - ・ひまわり祭りの充実
 - 商業振興対策
 - ・商店街の空き店舗の活用
 - ・や空き地の駐車場確保の推進
 - 工業振興対策
 - ・企業誘致条例に基づく企業進出の誘導

米軍再編問題への取り組み キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する3.11市民大集会における星野勝司会長(座間市長)あいさつ【要旨】

- 一昨年11月16日市連絡協議会設立以来、市民大集会、6万余の署名、度重ねて外務、防衛等へキャンプ座間のこれ以上の強化・恒久化に反対であることを、皆様と一体となって運動展開してきた。
- 昨年10月30日に米軍再編の中間報告が示されるまで、国は地元の意志を重く受け止め、尊重し日米協議にあたるようになってきた。しかし中間報告には、地元意志を尊重した結果は、微塵もないといっても過言ではない。
- 本年3月7日～11日まで最終報告に向け日米審議官級協議が開催されている中、国は地元理解を得るため、最大限の努力をすると発言している。
- しかし、中間報告の変更は有り得ないとしている。とすれば地元理解を得るとはどういうことか。地元理解を求めるといふ国の姿勢は、この内容で日米協議が整った。よって承服して欲しいと言わなければならない。勧告に等しい。
- 今般の米軍再編で唯一、米国本土より改編された新司令部が移転し、強化・恒久化されるのはキャンプ座間だけである。戦後60年、そしてこれから100年先まで、基地の恒久化を国の専管事項として容認せよと言わなければならないの押し付けであり、全くの地元無視である。
- 国の姿勢は、一部の土地返還が地元の負担軽減と考えているかのようである。私達は、今以上の基地の強化・恒久化は反対であり、その解消を求めている。一部返還はイコール基地の恒久化の解消ではない。
- 国は長年に亘り、基地の強化・恒久化の解消に真正面から向き合い、どうするべきかという国防の哲学を持ったことがあるのか。
- 防衛は国の専管事項である。しかし、同様の基地問題が生じると、今日まで小手先の解決がされてきている。いつまでも繰り返すということは、不毛の理論と言わざるを得ない。
- 100年先までの基地の恒久化は、どんなに大きな地元負担であるかを国はしっかり受け止め、今後、基地の恒久化解消にどう取り組むべきかという哲学を真剣に考え、地元市民が納得しうる基地の恒久化の解消への方程式を示されることを強く求める。
- 地元市民が納得しうる基地の恒久化の解消への方程式を国が自ら示すまで、全力を傾注し皆様と一体となって取り組んでいくことを誓い、また、皆様には今後とも変わらぬお力添えをお願い申し上げます。



みんなの健康



担当 保健医療課 予防医療係 ☎046(252)7213 保健係 ☎046(252)7225 046(252)7043

ポリオ（急性灰白髄炎） 予

対象	と き	
	1日～15日生まれ	16日～末日生まれ
5月生まれ	4月3日(月)	4月4日(火)
11月生まれ	4月5日(水)	4月6日(木)
6月生まれ	4月7日(金)	4月10日(月)
5・11月生まれ	4月12日(水)	
7月生まれ	4月13日(木)	4月14日(金)

▽受付時間＝午後1時15分～2時15分（時間厳守）
▽ところ＝市民健康センター▽対象＝3カ月～7歳6カ月未満（なるべく18カ月までに）※指定日厳守

発達相談 保

▽とき＝4月7日、21日いずれも金曜日午前9時～正午
▽ところ＝市民健康センター▽内容＝乳幼児期の運動発達面での心配についての理学療法士による相談
▽対象＝4カ月～1歳6カ月児▽申込方法＝電話予約

育児相談 保

▽とき＝4月14日(金)午前9時30分～10時30分
▽ところ＝東地区文化センター▽内容＝身体測定と食事・発育状態・しつけの相談▽持ち物＝母子健康手帳▽申込方法＝直接会場へ

赤ちゃん教室 保

▽とき＝4月27日(木)午前10時～11時30分
▽ところ＝市民健康センター▽内容＝離乳食の作り方・すすめ方、子どもの発達や予防接種について▽対象＝5カ月～6カ月児とその保護者▽定員＝先着30人▽持ち物＝母子健康手帳、離乳食用スプーン▽申込方法＝電話予約

1歳児歯っぴいバースデー（むし歯予防）教室 保

▽とき＝4月14日(金)午前9時30分～9時45分
▽ところ＝市民健康センター▽内容＝むし歯予防について▽対象＝1歳～1歳1カ月児(第1子に限る)
▽定員＝先着30人▽持ち物＝母子健康手帳、歯ブラシ、コップ▽申込方法＝電話予約

4カ月児健康診査 保

▽とき＝4月18日(火)午後1時～2時
▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成17年12月生まれ

犬の登録と狂犬病予防注射



市と獣医師会では、飼犬の登録と狂犬病予防注射を下表のとおり実施します。すでに登録済みの方には、はがきで通知をしています。日程を確かめ、手数料とはがきを持参の上、最寄りの会場で受けてください。未登録の方は、会場で受け付けします。注射や登録は動物病院でも受け付けていますが、金額が異なることがありますのでご注意ください。

来場の際は犬を押さえられる方が同伴し、首輪が抜けないように確かめ、フンの始末ができる物を用意してください。また、犬が死んだときや飼い主が変わったときは、担当に連絡してください。
○料 金 ▽注射料＝2,950円▽注射済票交付手数料＝550円▽新規登録手数料＝3,000円

担当 保健医療課
☎046(252)7213 046(252)7043

と き	と ころ	時 間
4月12日(水)	座間児童館	午前10時～11時30分
	東地区文化センター(駐車場)	午後1時～2時30分
4月13日(木)	鳩川児童館	午前10時～11時30分
	ひばりが丘老人憩いの家(南側広場)	午後1時～2時30分
4月14日(金)	かこが沢公園(駐車場)	午前10時～11時30分
		午後1時～2時30分
4月17日(月)	北地区文化センター(駐車場)	午前10時～11時30分
		午後1時～2時30分
4月18日(火)	栗原児童館	午前10時～11時30分
	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	午後1時～2時30分
4月19日(水)	市民館・西出張所東側公園	午前10時～11時30分
	東原コミュニティセンター前公園	午後1時～2時30分
4月20日(木)	立野台コミュニティセンター	午前10時～11時30分
		午後1時～2時30分
4月21日(金)	ひばりが丘南児童館	午前10時～11時30分
	サニーホール座間(総合福祉センター)隣駐車場	午後1時～2時30分

8～10カ月児健康診査 保

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳をお持ちになって受診してください。

1歳6カ月児健康診査 保

◆内科▽ところ＝指定医療機関▽対象＝平成16年9月生まれ◆歯科▽とき＝4月12日、19日いずれも水曜日午前9時30分～10時30分▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成16年8月生まれ

2歳児歯科健康診査 保

▽とき＝4月26日(水)午後1時～2時受け付け▽ところ＝市民健康センター▽内容＝歯科健診、予防処置および育児相談など（予防処置は希望者のみで有料）▽対象＝平成16年3月生まれ▽持ち物＝母子健康手帳、歯ブラシ▽申込方法＝直接会場へ（事前通知はありませんのでご注意ください）

3歳6カ月児健康診査 保

▽とき＝4月11日(火)午後1時～2時▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成14年10月生まれ▽持ち物＝母子健康手帳

救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違えないように！

◆休日昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		
歯科	☎046(252)8217		
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日：午後7時～9時45分
内科	☎046(252)9090		土曜・日曜日、祝日：午後6時～9時45分
外科	☎046(251)0119		午後6時～10時(診療時間)

◆深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	☎046(251)0119		
		消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前8時

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

平成18年度がん集団検診

胃・大腸がん検診は6月～11月(全20回、年1回受診可)、子宮・乳がん検診は12月～平成19年2月(全10回、2年に1回、乳がん検診のみ30代女性は年1回受診可)の期間で実施します。

○申込方法 受診を希望する方は、それぞれ検診日の8日前までに電話で担当へ(定員になり次第締め切り)

○申込受付開始日 胃・大腸がん＝4月3日(月) 子宮・乳がん＝10月2日(月)

詳細は、はがきまたは保健衛生のお知らせなどをご覧ください。

担当 保健医療課
☎046(252)7225 046(252)7043

ことばの相談

○と き 4月5日(水)、25日(火)、5月2日(火)、31日(水)午前9時～午後3時

○と ころ 市民健康センター(自宅などに訪問可)

○内 容 ことばについての言語聴覚士による相談

○対 象 乳幼児～成人

○申込方法 電話で担当へ

担当 障害福祉課
☎046(252)7132 046(252)7043

母親父親教室 保

と き	と ころ	内 容
5月8日(月)	午前9時15分～正午	栄養の話、妊娠中の生活、赤ちゃんとの触れ合い体験
5月13日(土)		産後の過ごし方と赤ちゃんの世話
5月17日(水)	午前9時30分～11時30分	歯の話、妊婦体操、お産の流れと呼吸法
5月20日(土)		赤ちゃんの沐浴、妊婦疑似体験、これからに向けて

▽ところ＝市民健康センター▽対象＝初めて出産する妊娠20週から31週までの方とその夫▽受講料＝500円(テキスト代)▽持ち物＝母子健康手帳、筆記用具▽申込方法＝5月1日(月)までに電話で担当へ



健康相談 保

▽とき＝4月17日(月)午前9時30分～10時30分受け付け▽ところ＝市民健康センター▽内容＝身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談▽持ち物＝健康手帳▽申込方法＝直接会場へ

検 診	対 象 者	受診料
胃	40歳以上の方	1,000円
大腸		500円
子宮	20歳以上で偶数年齢の方	800円
乳がん(視触診のみ)	30歳～39歳までの女性	600円
乳がん(視触診+マンモグラフィ2方向)	40歳～48歳までの偶数年齢の女性	2,500円
乳がん(視触診+マンモグラフィ1方向)	50歳以上で偶数年齢の女性	2,000円

※対象者は、平成18年4月1日現在の年齢です。

<注意事項>

- 授乳中の方は、乳がん検診を受けられません。
- 産後2カ月未満の方は、子宮がん検診を受けられません。
- 妊娠中の方は、大腸がん検診以外の検診を受けられません。
- 医療機関で行う「子宮がん施設検診」は、6月から11月まで実施します。詳しくは、本紙6月1日号でお知らせします。(子宮がん集団検診との重複受診はできません)

「保健衛生のお知らせ」の訂正

先日、自治会を通じて配布しました保健衛生のお知らせの中で、BCG予防接種の対象者に誤りがありました。ここにお詫びするとともに次のとおり訂正いたします。

○訂正箇所 (誤)17年→(正)18年
(誤)18年→(正)19年

担当 保健医療課
☎046(252)7213 046(252)7043

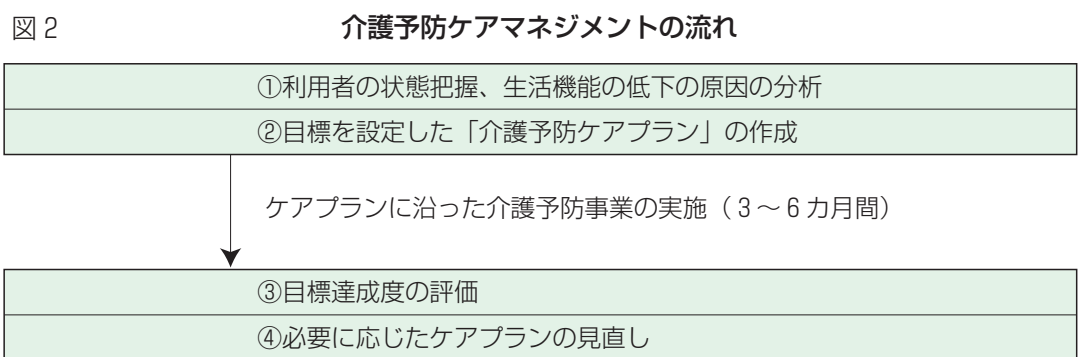
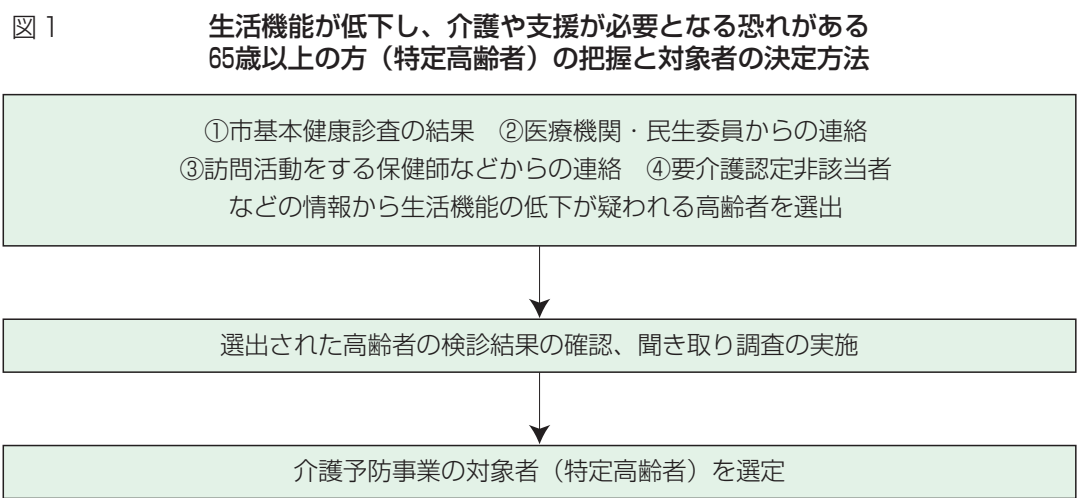
高齢者の自立と制度の安定に向け... 介護保険が変わりました

平成十八年四月から介護保険制度が変わりました。今回は、同様に新たに加わった介護予防事業の内容や利用料のほか、変更になった介護保険料などについてお知らせします。

長寿介護課 ☎046(252)75998
☎046(252)82998

新たに介護予防サービスに取り組みます

平成十八年四月から要介護状態の区分が六段階から七段階に見直されました。



防とは、介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている状態を悪化させないようにすることを目指すもの。介護保険の「介護予防サービス」と、地域支援事業の「介護予防事業」に分けられます。

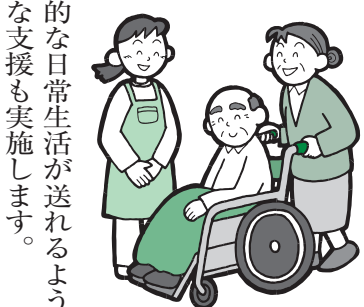
介護予防事業の内容は

介護保険の介護予防サービスについては、本紙二月十五日号でご案内したとおりです。ここでは、地域支援事業の介護予防事業についてお知らせします。

介護予防事業の対象者の決定やケアマネジメントが中心で行われています。同センターを市内に四カ所設置しました（表1・2参照）。同事業の取り組み内容の詳細については、次のとおりです。

運動器具の機能向上

週一回三カ月間を一区切りとし、運動指導士などがストレッチ運動・バランス運動・筋力向上トレーニングを指導します。運動器具もサニープレイス座間などで五月末から実施します。また、対象者自身の生活に運動を取り入れて、活動



【宅配食サービス事業】 食生活の維持向上の支援と健康保持。安否確認をするために、六十五歳以上のひとり暮らしの方や六十五歳以上の者のみで構成されている世帯の方、身体に障害のある方などで虚弱で食事の支度をするのが困難な方に対し、食生活など実態を把握した上で月曜から金曜日までの夕食の必要となる回数分をお届けします。利用負担は一食四百五十円です。

口腔機能の向上

健全な食生活を確保するために、歯科衛生士などによる口腔衛生・摂食・嚥下機能の向上を目的とする指導・訓練を実施します（三カ月に六回実施、利用料一回百円）。

その他

閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援など、さまざまな相談に地域包括支援センターと担当が応じます。

地域支援事業における介護予防事業（任意事業）

介護予防以外にも地域の実情に応じたサービスを、次のとおり実施します。ご利用については、担当または地域包括支援センターにご相談ください。

市要介護高齢者介護手当支給事業

市市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する在宅の高齢者のうち、過去一年間介護保険サービスを受けなかった方（年間一週可）を介護している家族に対し、月額十万円を支給し

成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者が、成年後見制度の市長申立てを行う際の申し立てに係る経費や、成年後見人などの報酬を助成します。

【おむつ等給付事業】

高齢者とその介護者の経済的負担の軽減と、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図るために、おむつや尿取りパッドを年一回（五月・七月・九月・十一月・一月・三月）給付します。

【高齢者虐待防止ネットワーク】

高齢者虐待の早期発見と啓発を目的として関係機関と協力し、ネットワークを構築していきます。相談窓口は、地域包括支援センターです。

六十五歳以上の方の介護保険料を見直しました

介護保険料は、三年に一度見直しをします。平成十八年度はこの見直しの年に当たりますので、今後三年間、市に必要な介護サービスの費用をまかなえるよう、介護サービスの利用者が増加を考慮しながらも、サービスの質の向上を目指し基準額を決定しました。

表3 サービス量の上限（利用限度額）

要介護状態区分	在宅サービスの利用限度額	
要支援1	おおむね	50,400円
要支援2	おおむね	105,500円
経過的要介護※	おおむね	62,200円
要介護1	おおむね	168,200円
要介護2	おおむね	197,600円
要介護3	おおむね	271,400円
要介護4	おおむね	310,500円
要介護5	おおむね	363,600円

※経過的要介護：3月31日以前に「要支援」の認定を受けていた方の認定の有効期限が満了するまで

サービスの利用限度を一部変更しました

介護保険の在宅サービスは、要介護状態区分ごとに一月月に利用できるサービス量の上限（利用限度額）が定められており、この範囲内でサービスを組み合わせることで利用できます。サービスを利用したとき、利用者は掛かった費用の割を負担することになりますが、今年度より、この限度額が一部変更になりました（表3参照）。

○第二号被保険者の方へ

四十歳から六十四歳の方（第二号被保険者）が要介護認定を受ける場合、脳血管疾患などの老化が原因とされる病氣十五種類の特定疾病の方を対象としていますが、新たに「がん末期」が追加となりました。

所得段階一覧

(10円未満切り捨て)

保険料段階	所得区分	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.48	19,730
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	20,550
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.70	28,770
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	基準額×1.00	41,110
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	51,390
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	61,660
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	65,770
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.70	69,890
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.80	74,000
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額×1.90	78,110

※ 基準額は年額41,112円（月額3,426円×12カ月）です。

段階に応じた額となります。所得の低い方の負担を軽減するため、今年度より所得段階を六段階から十段階に変更しました（表4参照）。

なお、保険料年額は、六月にお送りする介護保険料額決定通知書でお知らせします。

個人住民税改正にともなう対応

個人住民税の税制改正（老年者控除の廃止・公的年金等の控除の見直し・合計所得額百二十五万円以下の方に対する非課税措置の

表1 地域包括支援センター

事業所名	相模台地域包括支援センター	ベルホーム地域包括支援センター	座間市協地域包括支援センター	地域包括支援センター座間苑
所在地	相模台駅前 小田急相模原線 北地区文化センター 北出張所 老健さがみ 相模台地域包括支援センター	相武台前駅 小田急小田原線 相武台 コミュニティセンター 相武台幼稚園 東小学校 相武台校	相武台前駅 小田急小田原線 座間中学校 市役所 座間市協地域包括支援センター	JR相模線 座間警察署 地域包括支援センター座間苑 特養座間苑 ちくさ保育園 入谷駅
	相模が丘6-30-12	栗原1261-1	緑ヶ丘1-2-1	新宿154
TEL・FAX	☎046(266)5222・☎046(266)5222	☎046(258)2030・☎046(257)1803	☎046(266)2005・☎046(266)2009	☎046(256)9007・☎046(256)3364
担当地域	相模が丘、広野台、小松原	栗原、相武台、ひばりが丘、東原	緑ヶ丘、立野台、栗原中央、南栗原、西栗原、さがみ野	新宿、四ツ谷、座間、明王、入谷

※地域包括支援センターの業務時間は、午前8時30分から午後5時までです。

激変緩和措置保険料一覧

(10円未満切り捨て)

保険料段階	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第4段階	第4段階のうち、税制改正がなかったと仮定した場合が第1・2段階の方	基準額×0.66 =27,130円	基準額×0.83 =34,120円	基準額×1.00 =41,110円
	第4段階のうち、税制改正がなかったと仮定した場合が第3段階の方	基準額×0.83 =34,120円	基準額×0.91 =37,410円	
第5段階	第5段階のうち、税制改正がなかったと仮定した場合が第1・2段階の方	基準額×0.75 =30,830円	基準額×1.00 =41,110円	基準額×1.25 =51,390円
	第5段階のうち、税制改正がなかったと仮定した場合が第3段階の方	基準額×0.91 =37,410円	基準額×1.08 =44,400円	
	第5段階のうち、税制改正がなかったと仮定した場合が第4段階のかた	基準額×1.08 =44,400円	基準額×1.16 =47,680円	

※基準額は年額41,112円（月額3,426円×12カ月）です。

休日・夜間相談受付窓口

事業所名	座間苑	ベルホーム	相模台病院
TEL	☎046(256)3363	☎046(257)1121	☎046(256)0011
FAX	☎046(256)3364	☎046(257)1803	☎046(252)6650
担当地域	新宿、四ツ谷、座間、明王、入谷、緑ヶ丘、立野台	栗原、相武台、ひばりが丘、東原、栗原中央、栗原、南栗原、さがみ野	相模が丘、広野台、小松原

納付が困難な方へ

市では、生活が著しく困難と認められた被保険者（平成十七年中の収入が、生活保護基準以下であることなど）に、平成十八年度の介護保険料を減免する制度を設けています。詳しくは、担当にお問い合わせください。

特別徴収の仮徴収と本徴収

18年度					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
17年度2月と同額			年額保険料から仮徴収額を引いた金額		

【特別徴収の方へ「仮徴収」のお知らせ】 介護保険料は、所得段階別に設定されるため、平成十八年度の保険料の金額は、昨年度の所得が決定する六

月以降に算定します。このため、十七年度が特別徴収の方については、二月に年金から差し引かせていた年金と同額と同じ額を四、六、八、十月の年金から「仮徴収」として差し引きますのでご注意ください。十月以降は、年額保険料より仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として、十二月支給の年金から差し引きます（表6参照）。



【座間市のお知らせ】

4.1

◆平成18年(2006年) 4月1日発行
 ◆座間市秘書室情報推進課編集
 〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
 URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
 ☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

♪今月のロビーコンサート♪

春らんまん

○と き 4月12日(水) 午後0時20分～0時40分
 ○ところ 市役所1階市民サロン
 ○曲 目 さくらさくら、さくら横町、^{すてき}素敵な春にほか
 ○演奏者 ソプラノ 三廻部浩子さん
 ピアノ 西山喜美子さん



振替種目と振替日一覧

納期限(振替日)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	3/31
税目など	納期限の日が、土曜・日曜日のときは月曜日。祝日のときはその翌日											
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期		4期				
個人市・県民税			1期		2期		3期		4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
市営住宅使用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	※	12月	1月	2月
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
児童ホーム保護者負担金(児童ホーム保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※	9期	10期	11期
保育所保護者負担金(保育園保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※	9期	10期	11期

※市営住宅使用料の12月および児童ホーム保護者負担金、保育所保護者負担金の9期分の納期限は、金融機関などの1月最初の営業日です。

取扱金融機関など

《銀行》横浜、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、中央三井信託、静岡、スルガ、神奈川、静岡中央、八千代、りそな、埼玉りそな、三菱UFJ信託
 《信用金庫》横浜、平塚、城南
 《郵便局など》郵便局、さがみ農業協同組合、中央労働金庫

担当(問い合わせ先)

固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税について 収納課 ☎046(252)8021
 国民健康保険税について 国保年金課 ☎046(252)7003
 市営住宅使用料について 建築・住宅課 ☎046(252)7032
 介護保険料について 長寿介護課 ☎046(252)7719
 児童ホーム保護者負担金について 子育て支援課 ☎046(252)7969
 保育所保護者負担金について 子育て支援課 ☎046(252)7202

市税などの納付は

便利な口座振替で!

市税などの納付には、便利で安全な口座振替をお勧めしています。口座振替をご利用いただければ、納め忘れることや現金を持って市役所や金融機関などに出向く必要はありません。口座振替ができる市税などは、左表のとおりです。詳しくは、各担当にお問い合わせください。

口座振替の申込方法

口座振替をご希望の方は、預(貯)金通帳と通帳印を取扱金融機関などに持参の上、同機関窓口備え付けの「座間市口座振替申込用紙」に必要事項を記入して申し込みください。なお、申込先が市外の場合は、申

口座振替の開始日

年度の途中でも口座振替への変更が可能です。口座振替の開始日の目安として、毎月10日までに申し込みをすれば、翌月末から口座振替を開始します。※金融機関により、振替日が納期限と若干異なる場合があります。

担当 収納課
 ☎046(252)8021
 ☎046(252)7003
 ☎046(252)7032
 ☎046(252)7719
 ☎046(252)7969
 ☎046(252)7202

木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などを支援します!



地震に強いまちづくりを進めるため、5月1日から木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などに掛かる費用の一部を下記のとおり補助します。

1 簡易診断(現地調査)

○対象 昭和56年5月31日以前に在来工法で建築された階数が2階以下の木造住宅で、申請者が所有し居住している建築物
 ※「市が実施する無料耐震相談を受けたことのある建築物」「昭和56年6月1日以降に増築または改築した建築物」「枠組壁工法またはプレハブ工法の建築物」は対象外です。
 ○補助額 掛かった費用の3分の2(上限2万円)
 ○補助件数 10件程度

2 耐震診断(現地調査)

○対象 市が実施する無料耐震相談または上記の簡易診断を受けた結果、総合評点が1.0未満の建築物
 ○補助額 掛かった費用の2分の1(上限5万円)
 ○補助件数 5件程度

3 改修計画書作成費

○対象 上記の耐震診断を受けた結果、総合評点が1.0未満の建築物
 ○補助額 掛かった費用の2分の1(上限5万円)
 ○補助件数 5件程度

4 耐震改修工事および現場立会い

○対象 上記の改修計画書に基づき実施する耐震改修工事
 ○補助額 ・耐震改修工事費用:掛かった費用の2分の1(上限50万円)
 ・現場立会い費用:掛かった費用の2分の1(上限3万円)
 ○補助件数 5件程度

※2、3、4の制度は、それぞれ単独では利用できません。1または2から順に段階的にご利用ください。
 ※この補助は、市木造住宅耐震診断技術者名簿に登録された耐震診断技術者が診断や工事の現場立会いを実施することが条件です。
 ※市では、建築物の耐震診断や改修などについて、電話や訪問など戸別の勧誘はしていません。

担当 建築・住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

毎月第2・第4土曜日にも納税できます!

毎月第2・第4土曜日に、市税や国民健康保険税などの納税窓口を開設します。当日は税金の納付についての相談にも応じますので、お気軽にお越しください。

なお、4月の窓口開設日は、以下のとおりです。

○と き 4月8日(土) 午前8時30分～午後3時、22日(土) 午前8時30分～正午
 ○ところ 市役所1階国保年金課
 ○内容 市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付および納付相談

担当 収納課 ☎046(252)8021 ☎046(255)3550
 ※国民健康保険税については 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

戸籍関係証明書の交付などの一部窓口業務も、4月22日(土)から毎月第2・第4土曜日に実施します。詳しくは、本紙4月15日号に掲載します。

自動交付機の利用時間を延長

平成18年4月3日(月)から、市役所1階アトリウムに設置している住民票等自動交付機の利用できる時間を以下のとおり延長します。より便利になった自動交付機を、ぜひご利用ください。

○利用時間 月曜～金曜日:午前8時30分～午後8時
 土曜・日曜日、祝日:午前8時30分～午後5時
 ※12月29日から1月3日までは利用できません。

○利用内容 住民票の写し・印鑑登録証明書の交付
 ※自動交付機を利用できるのは、座間市民カードまたは住民基本台帳カードを所持し、自動交付機用の暗証番号の登録がある方です。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550



おおしげ みく 大重 未来ちゃん
 H17.9.3生まれ 女
 ひばりが丘2丁目



はやかわ こと 早川 琴都ちゃん
 H17.9.20生まれ 女
 四ツ谷



きのした ありさ 木下 愛理沙ちゃん
 H17.6.9生まれ 女
 相武台3丁目



おがわ こうへい 小川 航平ちゃん
 H17.5.10生まれ 男
 相武台3丁目

こんにちは
 赤ちゃん

